

# 令和7年度 就学援助制度について（お知らせ）

新発田市教育委員会

新発田市では、経済的な理由でお困りのご家庭に、小・中学校でかかる費用（新入学学用品・一般学用品の購入費、修学旅行費、給食費など）の一部を補助する就学援助制度を設けています。就学援助を希望するご家庭は、年度毎に申請が必要です。今まで受給していたご家庭も必ず申請してください。

## ＜お願い＞

就学援助の希望の有無にかかわらず、別紙申請書に必要事項を記入のうえ、必ず配付時の封筒に入れて、学級担任へ提出してください。

### 1 補助を受けられる要件

- (1) 現在、生活保護を受けている方 ……「要保護」
- (2) 要保護に準ずる程度に生活が困窮している方で、おおむね次のような要件に該当する方 ……「準要保護」
  - ① 生活保護の停止又は廃止
  - ② 世帯全員が市町村民税非課税
  - ③ 市町村民税、個人の事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険税の減免又は徴収の猶予
  - ④ 児童扶養手当（児童手当ではありません。）の受給、生活福祉資金の借受
  - ⑤ 世帯全員の前年（令和6年分）の総所得金額が、新発田市の定める基準以下の世帯（下記参照）

#### 【新発田市の定める基準】（家族構成の例と所得額基準額）

家族数	家族構成	世帯全員の総所得額の基準
2人	・母 35歳 ・小学生 1人	244万円程度以下
3人	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 1人	257万円 //
	・母 35歳 ・中学生 1人 ・小学生 1人	320万円 //
4人	・父 45歳 ・母 39歳 ・中学生 1人 ・小学生 1人	316万円 //
	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人	296万円 //
5人	・父 50歳 ・母 45歳 ・高校生 1人 ・小学生 2人	332万円 //
	・父 45歳 ・母 39歳 ・中学生 1人 ・小学生 2人	361万円 //
	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人 ・幼稚園児 1人	324万円 //
6人	・父 38歳 ・母 35歳 ・小学生 2人	374万円 //
	・祖父 64歳 ・祖母 61歳	

※上の表は、あくまで「目安」です。家族構成、年齢、家賃の有無などによって異なります。

※所得額： ・給与所得の場合、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」をご覧ください。

・事業所得の場合、確定申告の際の所得金額

#### 【注意点】

- ・児童福祉法に定める児童福祉施設（里親）、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている場合は、本制度の対象になりません。
  - ・特別支援学校に在籍する児童・生徒については、本制度の対象になりません。
- 上記に該当する児童・生徒の方は、「希望なし」で申請書を提出してください。

### 2 提出する書類「令和7年度就学援助申請書（第4条関係）」の記入方法

- (1) 児童生徒1人につき1枚必要です。
- (2) 表面上段の「保護者（申請者）の住所・氏名」欄、「児童・生徒の学校名・学年・氏名」欄、「就学援助の希望の有無（ア・イ）」欄については、全員が記入してください。それ以降の記入欄については、就学援助を希望する方（イに○をつけた方）のみ記入してください。
- (3) 表面下段の「同意書」は、ご家庭の世帯状況や所得・課税状況を確認するために必要なものです。就学援助を希望する方は必ず署名してください。
- (4) 裏面上段の「世帯の状況」欄には、希望する児童生徒を含め同居の家族全員について記入してください。なお、単身赴任中の保護者や別住所の扶養親族（大学生など）についても記入してください。

### 3 提出期限及び提出場所

**令和7年2月12日から令和7年2月26日まで**に別紙申請書を各小中学校へ提出してください。

記入もれがないことを確認のうえ、必ず配付時の封筒に入れて提出してください。

※期限までに提出がない場合は、4月からの認定ができません。なお、申請は年度途中でも随時受け付けします。  
ただし、申請書を受理した月からの認定審査となり、支給額は認定月分からとなります。

#### 4 申請上の注意

- (1) 令和7年度（令和6年分）の確定申告（市民税申告）をしていないとご家庭の総所得額が確認できないため、審査することができません。扶養に入っていない配偶者や仕事を持っている児童生徒の兄姉、同一生計世帯の叔父・叔母なども対象になりますので、収入の有無にかかわらず必ず申告手続きを行ってください。
- (2) 令和7年1月1日現在で新発田市以外に住所があった方は、令和7年度（令和6年分）の所得・課税証明書を転入前の市町村から取り寄せ、提出してください。（各市町村での証明書の発行は6月中旬頃となりますので、後日送付する案内文書に従って書類を提出してください。）

#### 5 審査結果通知

申請書が提出されますと、教育委員会では、学校長の意見を聴き、世帯の所得状況等を審査し、6月下旬から7月上旬頃に結果を郵送で通知します。

#### 【補助の対象となる費用及び支給時期】

補助費目	説明	補助する額【年額(予定)】		支給時期(予定)
学用品費 通学用品費	ノート、鉛筆等の購入費 通学に必要な靴・雨傘等の購入費	小学校 1年生 2～6年生	11,630円 13,900円	7月下旬 12月上旬
		中学校 1年生 2～3年生	22,730円 25,000円	2月下旬
新入学児童生徒 学用品費等	入学の際に必要なランドセル、 カバン等の購入費	(小学校入学前に支給を受けなかった者) ※4月1日認定者のみ		小学校 1年生 57,060円 小学1学年 7月下旬
		(中学校入学前) ※2月1日時点認定者のみ		小学校 6年生 63,000円 小学6学年 2月下旬
		(小学校 6年時に支給を受けなかった者) ※4月1日時点認定者のみ		中学校 1年生 63,000円 中学1学年 7月下旬
校外活動費 (宿舎伴もの)	校外活動の参加に必要な交通費、 見学科 ※認定後実施分に限る	限度額	小学校 3,690円	12月上旬
校外活動費 (宿舎伴わないもの)			中学校 6,210円	
			小学校 1,600円	2月下旬
			中学校 2,310円	(実施精算後)
体育実技用具費 (対象:柔道、剣道、 スキー、スケート)	体育の授業に必要な用具の購入費 ※授業を受ける児童生徒全員が必ず 購入する学校指定のものに限る	限度額	柔道 中学校	7,650円 2月下旬
修学旅行費	修学旅行の参加に必要な交通費、 宿泊費、見学科等 ※認定後実施分に限る	実費		12月上旬 (実施精算後)
通学費	通学距離が小学 4km以上、中学生 6km以上で、最も経済的な通常の経 路及び方法により交通機関を利用し て通学している場合の交通費(定期 券代)	実費		2月下旬
学校給食費	学校給食費にかかる食材料費	実費		7月下旬 12月上旬 2月下旬
生徒会費	学校に納入する生徒(児童)会費	限度額	小学校 4,650円 中学校 5,550円	2月下旬
PTA会費	学校に納入するPTA会費	限度額	小学校 3,450円 中学校 4,260円	2月下旬
オンライン学習 通信費	学校が認める家庭でのオンライン 学習に係る通信費	限度額	小学校 14,000円 中学校 14,000円	7月下旬 12月上旬 2月下旬
医療費	学校病(結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、虫歯 等※アレルギー性疾患は対象外)の治療にかかる医療費 のみ対象。上記疾病が見つかったら、学校に申し出て医療券の交付を受け、必ず医療券を持参して受診 してください。※医療券交付前に受診された場合は、領収書の保管をお願いします。			治療完了後
日本スポーツ振興センター共済掛金		免除 ※4月認定者のみ		

※生活保護世帯で教育扶助を受けている方については、修学旅行費及び医療費のみが援助対象となります。

※区域外就学者や中等教育学校前期課程就学者については、新発田市から補助できる費目が限られます。詳しくはお問い合わせください。

【お問合せ先】 新発田市教育委員会 学校教育課 学務係 電話 22-9532 (内線2219)